

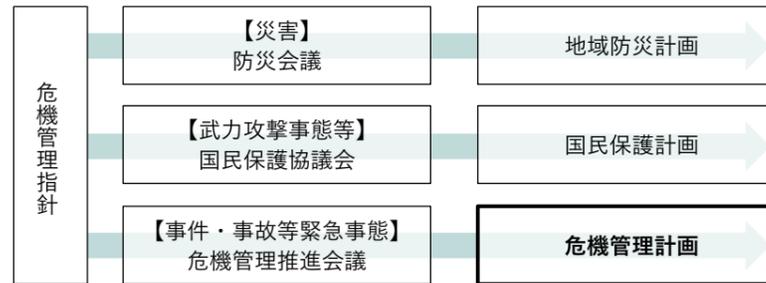
大田市危機管理計画の概要

○計画の目的・記載内容(計画本紙 1-2p)

- ・災害・武力攻撃事態等を除く事件・事故等緊急事態（危機事象）に係る市の対応をする上での基本的な対策方針を規定
- ・個別対応のための危機管理マニュアルのガイドラインとして責任体制および事前・発生時・事後それぞれの対策方針を記載
- ・基本的に各部署が危機事象ごとに個別マニュアルを作り対応、マニュアルのない危機事象は本計画で対処（不測事態の補完）

→不測事態を含めた危機事象が起きた際の基本対策を規定し、個別マニュアルのガイドラインとなる、危機管理の基本を担う計画

○危機管理計画体系図(2p)



○本計画の対象となる危機事象の例(3p)

感染症、食中毒、劇物事故、環境汚染、危険動物の被害、家畜伝染病、インフラ事故、学校・保育園等での事故事件、市のコンプライアンス違反、市行事での事故等

○危機管理体制の概要(4p-)

各危機レベルにおける体制図			事務局の基本機能・分担体制									
	危機レベル1 体制	危機レベル2 警戒本部体制	危機レベル3 対策本部体制	統括担当（責任者）	連携調整担当	対策実行担当	情報担当	支援担当				
責任者	主管所属長	主管部局長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・体制招集・対策指揮 ・人員配置運用の決定 ・上位責任者への報告 ・外部応援要請の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部連絡調整 ・危機管理課調整 ・庁内連携調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場対応 ・現場連携指揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集～分析 ・活動記録整理 ・外部情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員管理 ・現場通報処理 ・現場要望支援 ・物品供給管理 				
事務局	主管部署 (連携・支援)	主管部署(現場指揮中心) 危機管理課(支援・調整中心)										
対応職員	・主管部署 ・事前指定者※ <small>※マニュアルでの指定</small>	・主管部局 ・事前指定者 ・必要な動員※ <small>※災害二次体制程度</small>	・必要な動員※ ～全職員 <small>※災害三次体制以上</small>									

- ### ○平常時の事前対策(8p-)
- ・危機管理課、各部署・職員の危機管理能力、意識向上
 - ・関係機関との連携体制強化
 - ・平常時からの住民との連携深化、情報提供方法の整備
 - ・緊急時用の資機材等整備
 - ・危機事象に関する調査研究の継続
 - ・個別の危機管理マニュアルの整備

- ### ○危機事象発生時の緊急対策(11p-)
- ・迅速かつ的確な情報処理と体制確立
 - …断片的でも早期の逐次報告を優先し、初動体制確立を図る。主管部署が不明確な場合は危機管理課対応
 - ・対応体制及び対応方針
 - …市民の安全確保を最優先に、危機事象を迅速に収拾できる体制での対応とする。全庁的な動員を要する場合は災害本部体制を準用する。
 - ・対応の実施と被害の拡大防止
 - …①二次被害防止の安全に配慮した被害者救助
 - ②被害拡大回避のための応急対策、外部支援
 - ③必要に応じ災害時に準じた避難告知や各種広報
 - ・メディアを通じた広報や報道発表の活用
 - …①危機事象の種類や告知対象に応じた各種媒体併用
 - ②危機レベルや被害に応じた報道発表方法の検討
 - ③報道対応の混乱を避けるための対策実施

- ### ○事後対策(17p-)
- ・収束確認の流れ
 - ・復旧、復興
 - ・被害者への支援
 - ・対応評価と再発防止策の検討
 - ・計画及びマニュアルの見直し